

第 34 回社会保障審議会介護保険部会が 10 月 7 日（木）15 時から 18 時まで砂防会館で開催された。



今回の議事は、「これまでの議論の整理の改善策について」であり、議事に入る前に厚生労働省から前回までの委員より提出依頼のあった

- ・ 特別養護老人ホームの入所申込者及び待機者（優先入所申込者）の状況
- ・ 開設主体別の介護職員の賃金の状況

について説明が行われた。

その後、これまでの論点に対する委員からの意見等を事務局において整理した「介護保険部会での議論の整理」を中心に審議が行われた。なお、整理に当たっては、介護報酬や通知等に対応すべき論点もあるが、法律改正事項を中心に整理している。

委員からはそれぞれの立場から意見や発言があった。主なものは次のとおりである。

- ・ 国において、財政運営戦略として「ペイアズユーゴー原則」が示されていることから、社会保障審議会介護保険部会としても同原則に基づき考えていく必要がある。
- ・ 財政問題だけにとらわれずに、介護保険制度のあるべき姿や将来像、また現場の声なども提言として報告書に入れることも重要である。
- ・ 介護保険制度での対応以外に、国費での低所得者対策、高齢者全般の福祉施策の充実を図る必要がある。
- ・ 処遇改善交付金については、国費でみるか、介護報酬の中で対応するかいずれにしても

介護に係る職員の処遇の改善を図るための対応が必要である。

- ・要介護者の重度化、認知症の人の増加など医療がかかわらないといけない人が増加する。

これらの人に対応できるサービスをどのように提供するのか検討する必要がある。

- ・複数サービスを必要とし高い医療ニーズのある重度者への適切なケアマネジメントの観点からケアマネジャーの質の向上を図るための検討会等の設置が必要である。

- ・小規模多機能施設については都会で整備が進まない事実がある。地域で安心して暮らし続けるとするのは理想であるが、本当に経営的には難しい。

- ・医療ニーズの高い在宅療養者のための訪問看護と訪問介護を一体的に提供できる新たな取り組みが必要である。

- ・保険料の負担増について 2 被保険者の理解を得ることは難しい、慎重な検討が必要である。

- ・介護保険の利用者に対する正しい理解や使用についての啓発が必要ではないか。

このほか、お泊りサービスについては利用者の安全確保、職員の労働環境などの問題があるとの発言があった。

委員から別紙資料（添付）として意見等が出されているので、参照ください。

今回は、10月28日に開催される予定であり、11月を目途に報告書がまとめられることとなっている。